

地方税法等の一部改正に伴う市税条例の改正の概要
(令和 2 年 6 月 2 日条例第 5 号)

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う地方税法等の一部改正に伴い、市税条例の規定整備を行いました。改正の概要は以下のとおりです。

1 条例改正の概要

(1) 個人の市民税

ア イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金税額控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて中止等された文化芸術・スポーツに係る一定のイベント※の入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した場合に、当該入場料等の一部が、所得税における寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とされることに伴い、個人の市民税においても寄附金税額控除の対象とする。（附則第 3 1 条関係）

※ 不特定かつ多数の者を対象とするイベントであって、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 3 1 日までに日本国内で開催する予定であったものであり、かつ、現に中止等されたものを対象とする。

イ 住宅ローン控除の適用要件の見直し

所得税（国税）において新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置※が講じられたことに伴い、当該措置の対象者について、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人の市民税から控除する。（附則第 3 2 条関係）

※ 住宅ローン控除の控除期間の特例（控除期間の 3 年延長（10 年⇒13 年））について、令和 2 年 1 2 月 3 1 日までに入居できなかった場合でも、令和 3 年 1 2 月 3 1 日までに入居する等の要件を満たす場合は、適用対象とする。

(2) 固定資産税及び都市計画税

ア 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

中小事業者等が所有する、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準について、令和 3 年度の課税に限り、軽減する。（附則第 3 3 条関係）

（軽減内容）

令和 2 年 2 月から同年 1 0 月までの任意の 3 箇月間の売上高の前年同期間比減少率	課税標準の軽減割合
3 0 %以上 5 0 %未満	2 分の 1
5 0 %以上	全額

（対象者）

令和 3 年 1 月 3 1 日までに認定経営革新等支援機関等に認定を受けた中小事業者等※

※ 中小事業者等とは、次のいずれかの要件を満たす者

- ① 資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人
- ② 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人

イ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象資産を拡充するとともに、適用期限を2年延長する。(附則第34条関係)

	現行	改正後
対象資産	機械及び装置，器具及び備品， 工具，建物附属設備 ※ 中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの	一定の要件を満たす事業用家屋と構築物を追加 ※ 事業用家屋・構築物ともに， 中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの
適用期限	生産性革命集中投資期間（平成30年度～令和2年度）に限定	生産性向上特別措置法の改正を前提に，令和4年度までの2年間に限り延長

※ 当該特例措置における特例割合は現行と同様に，3年間，零以上2分の1以下で市町村の条例で定める割合（本市においては零と定めている。）

(3) 軽自動車税

軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し，令和3年3月31日（現行：令和2年9月30日）までに取得したものを対象とする。（附則第16条の4の6関係）

（参考）環境性能割の臨時的軽減の概要

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%

(4) その他

その他必要な規定の整備を行う。

2 施行期日

(1) 上記1(2)，(3)及び(4)の改正

公布の日

(2) 上記1(1)の改正

令和3年1月1日

(参考) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置のうち、地方税法の直接適用を受けるもの

○ 徴収の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予を適用できる特例を設ける。

※ 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用（施行日前に納期限が到来している地方税についても遡及して適用）

現状(財産の損失が生じていない場合(注))	特 例
○ 事業につき著しい損失を受けた場合で、一時に納付・納入することができないと認められるときに、徴収を猶予 ○ 原則として、担保の提供が必要 ○ 延滞金は軽減(年1.6%)	○ 令和2年2月から納期限までの一定の期間(1箇月以上)において収入が大幅に減少(※)した場合について徴収を猶予 ※ 前年同期比概ね20%以上の減 ※ 一時に納付・納入が困難と認められる場合に適用 ○ 担保は不要 ○ 延滞金は免除

(注) 財産に損失が生じた場合は現状でも延滞金は免除

(参照)

現行京都市市税条例(抄)

附 則

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第16条の4の6(前略)

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第69条の3第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。